

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例（案）

世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の2項を加える。

- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。